

地域介護・児童虐待防止対策の 取り組みについて

文教福祉常任委員長 三友 美恵子

当委員会は6月11日委員会を開催し、所管する健康福祉課、子ども育成課の当面の課題について調査した。

調査経過

1. 地域介護について

地域の人は地域で介護するという観点と、平成17年度の実績から、今後更に支援を必要とする人が増えるであろうという想定の下、厚生労働省から交付金を受け、18年度と19年度で2つの地域密着型の介護施設が計画されている。

一つは訪問・短期間の宿泊などを組み合わせ、食事や入浴などのサービスが受けられる小規模多機能型居宅介護施設であり、定員は25人である。もう一つは認

知症の高齢者が共同で生活できる場で、食事、入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられる認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）であり、定員9人である。平成19年7月完成予定である。

2. 児童虐待防止対策事業への取り組み

群馬県には3カ所の児童相談所があり、玉村町の管轄は中央児童相談所である。相談件数は年々増加し、平成19年3月末では、群馬県551件、中央相談所管内で216件となっている。

町の児童虐待相談・通告などの対応は、健康福祉課保健センターが窓口となり、行っている。相談・通

報があると、子ども育成課で緊急判定会議が招集され、緊急の場合は中央児童相談所へ通告する仕組みである。現在は虐待防止ネットワークで支援をしているが、任意組織である。今後は、法的根拠に基づき、要保護児童対策地域協議会の設立をしていきたいとのことである。

考察

1. 地域介護について

この介護施設の整備事業は、国の交付金を受け、行う事業であるが、自己決定・自己責任の時代であり、「町の考えでこの交付金を使い、事業を行う」という観点を忘れることなく実施していただきたい。

2. 児童虐待防止対策事業への取り組み

玉村町の児童虐待の相談窓口が、現在健康福祉課保健センターになっているが、子ども育成課に設置することを検討してほしい。また、要保護児童とその家庭への支援は、地域の関係機関が連携し、対応することが重要であるため、要保護児童対策地域協議会の早期設置を望む。



完成が待たれる、認知症対応型介護施設「グループホーム・たまむらやすらぎの家」